

● 条例の対象施設、整備基準

◇対象施設及び規模一覧

対 象 施 設	新築、増築、改築を行う床面積の合計	
	第 4 章（バリアフリー法に基づく法委任規定）（注 1）	第 3 章（施行規則）
学校（注 2） 病院又は診療所 集会場又は公会堂 福祉施設（保育所、児童福祉施設等）（注 2、3） 老人ホーム、福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 官公署、銀行等 博物館、美術館又は図書館 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	500 ㎡以上	全て
百貨店、マーケットその他の物品販売業の店舗 飲食店 理髪店等のサービス業の店舗		200 ㎡以上
公衆浴場		500 ㎡以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場 展示場 遊技場	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上 一部の整備基準は 300 ㎡以上が対象
ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設		1,000 ㎡以上
共同住宅（注 2）	2,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上
自動車の停留又は駐車のための施設		駐車場法で規定する 500 ㎡以上の施設
公共用歩廊		対象外
公衆便所	50 ㎡以上	全て
第 3 章のみの対象施設 事務所、工場（1,000 ㎡以上）、地下街（全て） など		

【第 4 章についての注意事項】

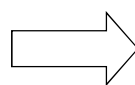
注 1：用途変更及び仮設建築物は規模の引下げを行わず法の規定により 2,000 ㎡以上とする。

注 2：全ての仮設建築物を除く。

注 3：規則で定めるものを除く。（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）

◇整備基準の付加

	バリアフリー法
敷地内通路の幅員	120cm 以上
屋外への出入口幅	80cm 以上
多数の者が利用する階段等	主として視覚障害者が利用するものに限り、段がある部分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設
	やむを得ない場合を除き回り階段としない
	踊り場を除き手すりを設置
床面積 1,000 ㎡未満の建築物における車椅子使用者用便房	設置義務なし



第 4 章バリアフリー法に基づく法委任規定
140cm 以上
90cm 以上
視覚障害者が利用するものに限らず、段がある部分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設
1 箇所以上の階段については、回り階段とせず、かつ、踊り場を含め手すりを設置
敷地内に 1 以上の整備